

第2回大阪市公文書管理委員会議事要旨

1 日 時

平成23年3月30日(水)午前10時から

2 場 所

大阪市役所地下1階第10共通会議室

3 出席者

【委員】

小林邦子委員、澤井実委員、塩見昇委員、野呂充委員、
林真貴子委員、吉川萬里子委員

【事務局】

上田 隆昭 総務局行政部長
庄谷 邦幸 総務局行政部公文書館長
今中 國雄 総務局行政部文書担当課長
山崎 喜暉 総務局行政部公文書館副館長

4 傍聴者

3名

5 議 題

- (1) 開会
- (2) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する議長が定める基準案の諮問について
- (3) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する市長が定める基準案の諮問について
- (4) 大阪市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準案の諮問について
- (5) その他
- (6) 閉会

6 議事要旨

- (1) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する議長が定める基準案の諮問について及び大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する市長が定める基準案の諮問について

【事務局説明】

本来であれば、新たな基準として諮問すべきところ、事務日程上、平成 23 年度においては、暫定的な措置として、大阪市公文書館運営委員会により歴史的文化的価値を有するものとして指定された文書分類に該当する公文書を歴史公文書等としたい。具体的には添付している文書分類に該当する公文書が歴史公文書等となる。

平成 24 年度以降については、委員のご意見をいただき、平成 23 年度中に新基準を策定してまいりたい。

また、永年を廃止し、保存期間を 30 年にする関係で、旧永年文書であって、平成 23 年 4 月 1 日において、完結後 30 年以上経過しているものについては、これまで歴史的文化的価値を有するかどうかの判定がされていないことから、一律に保存期間を延長することにより廃棄をせず、新基準により歴史公文書等に該当するかどうかを決定することとしたい。

基準案の書きぶりについて、前回の委員会における土谷委員のご意見も踏まえ、大阪市公文書館運営委員会により歴史的文化的価値を有するものとして指定された文書分類に該当する公文書を歴史公文書等とすること、それから、平成 23 年度についての暫定的な案であること等を記す形式にした。

質問・意見は特になく、事務局案のとおり答申することが確認された。

(2) 大阪市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準案の諮問について

【事務局説明】

審査基準案の内容は、前回の委員会で提示したものと変更ない。

この審査基準案のご審議にあたり、まず、意見公募手続きの結果を報告する。

平成 23 年 2 月 22 日から 3 月 23 日の期間に意見の公募を行ったところ、1 件の意見の提出があった。いただいた意見と本市の考え方は次のとおり。

ア 意見

「本審査基準案の第 4 の「時の経過の考慮」と「本市の機関等の意見の参酌」については、機関の「意見」としては特定歴史公文書等に含まれる配慮すべき情報の種類を記す程度にとどめて、その開示の判断は時の経過を踏まえるということを明確に示すべき。」

イ 意見 に対する本市の考え方

利用制限情報に該当するか否かを判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成され、又は取得されてからの「時の経過」を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等の利用制限にかかる引継ぎ元の所属の意見が付されている場合には、当該意見を参酌する旨記載している。

本市の機関等の意見を「参酌」するとは、本市の機関等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、

最終的な判断はあくまで市長に委ねられている。

また、利用制限事由の該当性を判断するに当たり、「時の経過」を考慮しなければならないことは、公文書管理条例第 16 条第 2 項により規定されているところであり、本審査基準案で十分対処できると考え修正はしていない。

ウ 意見

「本審査基準（案）の別表について、公文書管理法成立時の国会における附帯決議を踏まえ、非公開期間は 30 年を超えないものとするという原則を尊重するというルールからすれば、別表が提示する利用制限期間は長期に過ぎる。」

エ 意見 に対する本市の考え方

特定歴史公文書等に記録されている個人情報等については、作成又は取得の日から 30 年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなる。本審査基準案の別表は、このような個人の利益を害するおそれがあるかについての検討を行う際の一定の期間の目安を示したものであり、国際的な慣行である 30 年ルールを踏まえ、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に、必要最小限の制限を行うこととする旨を本審査基準案に規定している。

なお、公文書管理法の規定が直接適用される国立公文書館等における利用請求に対する処分に係る審査基準案にも、本審査基準案の別表と同じ期間が示されていることから、本審査基準案の修正はしていない。

オ 意見

「本審査基準（案）の第 5 の部分利用については、現在、大阪市公文書館において粘着テープを公文書に直接貼り付けてマスキングを行うことがしばしば行われており、こうした措置が史料の劣化・破損を加速していることが危惧されるので、デジタル化や袋がけ等の代替措置を検討されたい。」

カ 意見 に対する本市の考え方

特定歴史公文書等を部分的に利用させるに当たり、具体的な記述をどのように除くかについては、当該特定歴史公文書等の保存状態や利用制限情報の記録状態などを総合的に勘案して、適切な方法を選択することとしたい。本審査基準案はページ全体を被覆する方法、いわゆる袋がけを否定するものではない。また、デジタル化についても、即時対応できるものではないが、本審査基準案はこれも否定するものではない。できるだけ特定歴史公文書等が劣化・破損しないような方法を選択することとしたい。

キ 意見

「4．現在、市がホームページで公開している簿冊目録は個々の文書の名称が曖昧で利用者にとって不便なものであり、公文書管理条例第 15 条第 4 項に規定される目録としては不十分と考える。簿冊に収録している文書の概要を説明するような目

録を公開すべき。」

ク 意見 に対する本市の考え方

利用者の利便性を高めるため、今後、簿冊に収録している文書についても把握できるような目録の作成について検討する。

ケ 意見

「 5 . 公文書管理条例の改正や本審査基準（案）の制定により、公文書館職員には一層高度な専門性が要求されるので、公文書館職員の研修機会の確保も含めて運営体制の強化をすべき。」

コ 意見 に対する本市の考え方

公文書館職員の研修機会の確保に努めるとともに、利用決定等の取扱いに関して情報公開制度に精通している情報公開室との連携も図り、適切な公文書館運営を図ることとしたい。

意見公募手続きによりいただいた意見と、それに対する本市の考え方は以上のとおりであることから、諮問書の別紙のとおり審査基準を制定したい。

【主な質問・意見と応答】

ア 国も本審査基準案の別表と同じ期間が示されているとあるが、資料はあるか。備考欄の記載も含めて全く同じか。

資料は配布していない。本市の基準案の別表の内容とまったく同じである。備考欄の記載についても、外務省の資料館は、起算日が翌年度の4月1日ではなく、暦年のために1月1日になっているが、そういった些細な違い以外は同じである。

イ 意見2の「制限期間が長期にすぎる」という意見はそこで止まっている意見なのか。それとも、長期にすぎるから一律30年のほうがいいという意味合いなのか。

「長期にすぎると考えます」という意見であり、30年に縮減すべきだとかそういう趣旨ではないと考えている。

イ 条例第17条の本人開示について、遺族が先祖の個人情報の開示請求をした場合は、17条の本人情報には該当しないのか。

そのとおりである。あくまで一般の利用請求と同じ取扱いになる。

ウ 条例第17条の趣旨は、本人からの請求であってかつ原則30年を越えた文書であっても本人の個人情報は開示されないという趣旨か。

本人情報に限っては利用できる。しかし、遺族は第3者や一般の請求と同様の扱いになる。

以上の審議の結果、事務局案のとおり答申することが確認され、塩見委員長から上田行政部長に答申書が手交された。

その後、新基準策定にあたっての作業スケジュールについての質問及び沖縄県立公文書館の取組事例から本市公文書館に対する意見を受け、閉会した。

7 会議資料

- (1) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する議長が定める基準の制定について
(諮問)
- (2) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する市長が定める基準の制定について
(諮問)
- (3) 大阪市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準の制定について (諮問)
- (4) 大阪市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準案に係る意見公募手続きの結果
- (5) 大阪市公文書管理条例

8 問合せ先

大阪市総務局行政部行政課文書グループ

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話：06 - 6208 - 7433 ファックス：06 - 6229 - 0510